



週刊 税のしるべ

第3656号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 事業承継税制のあり方を議論 2面
- 物納許可限度額の計算方法見直し 2面
- ふるさと納税見直しで告示等改正 3面
- 国税庁が課税部長会議 3面

7月から新連載スタート

ご愛読いただきました「企業経営者・経理担当者が知っておきたい重要な税務・実務のポイント」「国際税務 あったらいいなこんな規定」「口福なる新晩酌術」は今号をもって終了いたします。「続・傍流の正論」「裁決事例集」は継続します。7月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。編集部

地方税法を読もう!

地方税研究会

条文が多くて読むのが大変、税目が多いし枝番が多くて規定を探すのが大変、国税の読替規定が多く条文を読むのに一苦労する、というのが多くの方の地方税法のイメージではないでしょうか。本稿では、同法の仕組み、役に立つ情報、疑義が生じる事項を説明していきます。

「おひとりさま」への相続アドバイス

一般社団法人 おひとりさま相続

「相続」に関する書籍、執筆等は数多くありますが、「おひとりさまの相続」に絞ったものは、まだまだ数が少ないと思われます。そこで、各専門家が「おひとりさまの相続」の現場で遭遇した実例をベースに、どのようなアドバイスをしたのか、どのような手段があるのかなどについて、各専門家が平易に分かりやすく解説します。

映画好き税理士のひとりごと

税理士 石本力

「映画は映画館で」をモットーに年間約150本を鑑賞する映画好きの筆者が、これまで鑑賞した作品から心に残っている思い出深い作品について語ります。

評価通達6項巡り納税者逆転敗訴

東京高裁

新株発行等により相続税負担は著しく軽減

節税スキーム実行、6項適用は適法

89歳だった父が亡くなる2か月前に、実子2人のみが株式を保有する会社の第三者割当増資に際して約36億円を払い込んだ。その後、実子ら(納税者)が相続した同社株式を財産評価基本通達に定める類似業種比準価額と純資産価額の「併用方式」で評価するなどして相続税の申告等をしたところ、課税庁が同通達6項を適用して「純資産価額方式」で評価すべきとして更正処分等を行った。これに対し、納税者らが処分の取消しを求めていた事案で、東京高裁(鹿子木康裁判長)は19日、納税者が勝訴した1審判決(2月10日号1面参照)を取り消し、課税庁の主張を全面的に認める納税者逆転敗訴の判決を下した(詳細を電子版に掲載しております)。

本件の被相続人(父)は上場企業A社の創業者。本件増資前に実子2人のみが株式を保有していたB社も過去に被相続人らが設立したもので、B社はA社の筆頭株主だった。相続開始時、B社の代表取締役は実子2人のうち1人の妻で、実子2人はそれぞれ取締役だった。B社は25年8月9日に臨時株主総会を開催し、募集株式の種類および数を普通株式90万5440株、払込金額を36億2万9440円(1株当たり3976円)、そのすべてを生前の被相続人に割り当てる第三者割当による新株発行等を行った。同日、被相続人26年8月に納税者らは本件株式の価額を併用方式により同1853円と評価するなどの上

上で相続税の申告をした。その後、30年9月に課税庁が評価通達6項を適用し、本件株式の価額を純資産価額方式により同3443円と評価する更正処分等を行ったため、納税者らが処分取消を求めて争いとなった。1審の東京地裁は、本件について併用方式で評価した場合と新株発行等をしなかった場合と比べた課税額の軽減割合は約44.6%、相続税額の軽減割合が5割未満にとどまる上、軽減は評価通達がB社のような小会社に純資産価額方式と併用方式の選択を認め、納税者らの相続税負担は著しく軽減された。その上で、必ずしも新株発行等のみによるものでなく、新株発行等により相続税の負担が著しく軽減されると評価することは困難など判断。6項を適用したことは租税法上の一般原則としての平等原則に違反するとして、これに対し、高裁は新株発行等をしなかった場合と比べた課税額の軽減割合は約44.6%、相続税額の軽減割合が5割未満にとどまる上、軽減される相続税の額、割合等を総合的に考慮して判断すれば、納税者らの相続税負担の公平に反するといえる」と指摘し、6項の適用を認容した。

国税庁長官に江島氏

財務省 幹部人事を発表

財務省は24日、奥達雄(付)Ⅱ写真Ⅱを起用するなどの同省関係の幹部人事を発表した。青木孝徳主税局長は留任する。近く発令する。



新川浩嗣事務次官も留任する。江島一彦(えしまかずひこ) 新国税庁長官の略歴 平成2年現財務省入省。7年伊勢崎税務署長。23年主税局税制第一課主税企画官。26年主税局調査課長。30年大臣官房文書課長。令和2年大臣官房審議官(主税局担当)。5年関税局長。6年内閣官房内閣審議官。

今の顧問報酬は適正額ですか?



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月(5名様より)



創知株式会社

www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

宮本竜平 編

▼B5判・920頁・定価3740円(税込)

令和7年版 図解 法人税

非常にポピュラーがあり、かつ難解である法人税に関する基本的事項を図表やフローチャート等多用して体系的に解説。今回の改訂にあたっては、新リース会計基準に対応する措置、中小企業経営強化税制の見直し及び防衛特別法人税の創設をはじめとする令和7年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

久木崎 崇 編著

▼B5判・590頁・定価3520円(税込)

令和7年版 図解 国税徴収法

国税徴収法を体系的に理解できるよう、同基本通達をはじめ関係法令の改正を踏まえて図表や事例等多用して解説。前回令和5年版の発行以降、令和6年度税制改正では、偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員等の第2次納税義務について整備されたほか、保全差押え等を解除しなければならぬ期限の整備がされた。これらの改正を織り込み改訂。

松本好正 著

▼A5判・460頁・定価3960円(税込)

事例と解説による

みなし譲渡所得課税の実務

本書は、所得税法59条だけでなく譲渡があったものとして課税される見落としがちな事項を通過・情報・判例から厳選し60余の事例で解説。個人から法人(公益法人、権利能力なき社団等)に対する贈与・遺贈、包括遺贈に係る限定承認、共有地分割、借地権課税、遺留分侵害額請求による財産の移転など、一歩踏み込んだみなし譲渡所得課税における究極の一冊!!

山田吉隆 著

▼B5判・280頁・定価2970円(税込)

三訂版 家族信託の税金

平成18年に信託法が全面改正されたことにより、家族信託の利用が増える一方、土業など支援者の責任が問われる裁判が増えている。本書では、信託税制と難題と言われている「遺留分問題」「債務控除問題」及び「相続税法9条の4と同9の5の矛盾」について解説。特に家族信託を支援されている税理士、司法書士、弁護士等の必携の書。

中山裕嗣 著

▼A5判・260頁・定価3520円(税込)

必携 租税徴収の実務(滞調法編)

滞調法(滞納処分と強制執行等)の手続の調整に関する法律)について、債権と不動産との関係を図解も加えながら分かりやすく解説し、関係者間で用いられる書式を記載例とともに収録。滞納処分先行型、強制執行先行型に分けて解説し、不動産については、強制競売開始の決定から競売終了、差押え解除、残余金交付、配当まで実務の流れを重視して解説。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03-3829-4141(代) FAX 03-3829-4001
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
大蔵財務協会オフィシャルサイト「リーニョール」
https://www.zaikyo.or.jp



事業承継税制のあり方 議論スタート

中企庁の検討会が初会合

検討に向け六つの論点示す

雇用や株式の分散など

中小企業庁は11日、今後の事業承継税制や後継者支援等のあり方を議論する「中小企業の親族内承継に関する検討会」(座長 柳川範之 東京大学大学院教授)の初会合を開催した。会合では、親族内承継に関する現状分析とともに、事務局から今後の検討の方向性が示され、事業承継税制のあり方の検討に当たっては論点が六つ挙げられている。

平成30年度税制改正で創設された事業承継税制の特例は、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末、特例の適用期限が9年12月末に迫る。7年度与党税制改正大綱では、特例の適用期限を「今後とも延長しない」と明記したものの、このほど閣議決定された骨太の

方針2025では、事業承継に係る政策の分散、⑤海外展開、⑥ガバナンスの発揮の六つが示された。この日は、①〜③について議論が行われ、①は、現状の事業承継税制でも贈与時の株価が固定されること等から成長を志向する企業にとってメリットが大きいと、②早期の事業承継を促すこと、③は、現況の事業承継税制でも贈与時の株価が固定されること等から成長を志向する企業にとってメリットが大きいと、海外展

契機とした成長を一層開き、海外への販路を拡大するよう企業にとってもメリットが生じるものとするべきではないか、③は賃上げの重要性が高まっている状況に鑑み、単なる雇用数の維持でなく、賃上げ等の雇用の質向上を後押しするようなものとするべきではないか、といった内容。④は、④が株式の分散防止は事業承継税制が措置された政策的背景でもあり、安定した経営権を確保するためには経営者がどれほどの議決権を有することが適当と考えられるか、⑤がさらなる成長の手段として、海外展

開も有力な手段であり、海外への販路を拡大するよう企業にとってもメリットが生じるものとするべきではないか、⑥が所有と経営が分離していないといった親族内承継を実施する企業の特徴を踏まえると、適切なガバナンス下で成長を実現するといった行動を促す設計とすべきではないか、といった内容となっている。

なお、中小企業庁は、法人版事業承継税制を潜在的に活用する可能性の高い者(経営者年齢60歳以上の親族内承継希望者で株価1億円以上)が令和6年時点のデータで11万7000社存在していることから、引き続き事業承

物納許可限度額等の計算方法を見直し

相続税 7年4月1日以降相続開始分の申請から

国税庁は24日、令和7年度税制改正により延納許可限度額及び物納許可限度額の計算方法が変わったとして、改正の概要や改正後の物納許可限度額等の計算方法などを示したチラシを公表した。物納許可限度額では、課税相続財産の種類における延納年数や平均余命年数を考慮した計算方法に見直されている。適用開始時期については、相続税は7年4月

1日以後相続開始に係る延納申請及び物納申請から適用、贈与税は7年6月24日以後に申請書類が適用となっている。

物納許可限度額の計算方法の改正点として、①延納による納付することができる金額の計算について、納付すべき期間または納付すべき日における収入金額を延納期間終了後における物納許可限度額に、延納期間終了後における当面の生活費及び事業

業経費を加算した額を、改正後の物納許可限度額とする。改正後の計算方法も示されており、平均余命年数は、納期限または納付すべき日における延納年数や平均余命年数を考慮した計算方法としており、7年4月1日以降相続開始分の同理由書が公表されている。実際の計算では、物納申請書の別紙「金銭納付を困難とする理由書」に金額等を記入するとおり、7年4月1日以降相続開始分の同理由書が公表されている。

中間とりまとめを公表

住宅税制のEBPM有識者会議

国土交通省の住宅税制のEBPMに関する有識者会議は26日、住宅ローン減税等の効果検証の結果となる中間とりまとめを公表した。

住宅ローン減税については、各種データ及びアンケート結果から、一定の負担軽減効果、住宅購入等への影響が見られることも、税収減と同程度以上の住宅投資額の押し上げ効果があることが示唆された。省エネ性能の高い住宅及び子育て世帯等の借入限度額の上

乗せ措置についても、政策目的に対し一定の効果が発現していると考えられるとした。空き家の譲渡所得3000万円特別控除については、各種データ及びアンケート結果から、相続空き家及びその敷地の売出しの促進、さらにはそれによる相続空き家の減少・増加の抑制、外部費用の削減などが示唆されており、一定の効果が発現していると考えられるとした。

今後の課題や方向性は、より精度の高い効果検証に向け、住宅税制の設計段階からのデ

この時期は国税組織の異動の季節である。まれに長く同じ職場に留まる例もあるが、多くの職員は1年や2年で次の職場へと異動する。数年は同じ職場に留まらないと、大した仕事は達成できないと言われることもあるが、短期での異動には、癒着を防止する意味もあるのだろう。

★国税の職場に限らず、公務員が関わる仕事は多岐にわたり、また、改正事項や新たな施策は多くの国民に影響を与えることになる。どこへ異動しても、それら改正事項などを把握して、国民に対応しなければならぬ★異動の際には、新しい職場のことを学ばなければならぬのは当然だが、異動により人が変わっても、国民が変わらぬサービスを提供し続けるという公務員の姿勢は、当たり前かもしれないが、見習うべきものがあると思う。(Y)

継税制は活用が見込まれるとしている。

データの収集・分析方法等の検討、データの充実等により、効果的な効果検証を実施すべき。今回の効果検証の取組みで得られた結果を今後の政策立案に生かすべきとした。

大蔵財務協会人事

(25日)

【退任】(理事長) 木村 幸俊

【就任】(理事長) 稲垣 光隆

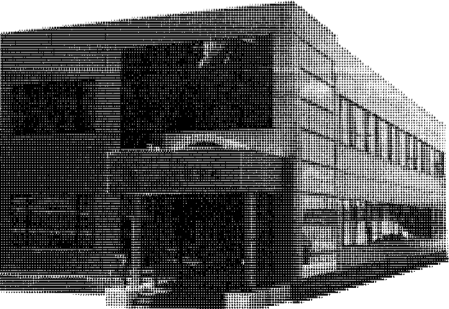
【退任】(顧問) 石坂 匡身

【就任】(顧問) 藤林 正季

【退任】(顧問) 木村 幸俊

【就任】(顧問) 豊田 豊

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

ふるさと納税を見直し 告示等を改正

一部を除き来年10月から適用

広報目的基準の明確化など

総務省は24日、ふるさと納税の指定基準である告示とふるさと納税の運用についてのQ&Aを改正し、広報目的の返礼品の要件の明確化や返礼品が区域(市町村等)内で「相応(過半)」の付加価値が生じている「ことの算出方法の明確化、募集費用の透明化のために支払額等の公表を求めるなど制度の見直しを行った。募集費用の透明性の向上策は令和8年9月に公表する7年度の募集費用から、その他は8年10月から適用する。

④では、ふるさと納税の返礼品調達費用やポータルサイトへの手数料など募集に要する費用が5000億円超の規模になっていることを踏まえ、募集費用の透明化を促進するため、市町村等に「1支払先あたり100万円

等の調達費用については合理的な理由なく、一般販売価格より高価で調達することがないようすること」を別途通知する予定としている。

⑤では、返礼品等の内容の確認件数が100万件を超えるまでに増えていることを受けて、確認事務の効率化のため、7年の返礼品の事前確認で基準不適合等がなかった市町村等は8年の指定手続から一部書類の提出を省略(返礼品の事前確認を行わない)こととする。

以上の募集費用については、その支払先、支払額、支払目的を公表することを求める。

最後に、⑤では、返礼品等の内容の確認件数が100万件を超えるまでに増えていることを受けて、確認事務の効率化のため、7年の返礼品の事前確認で基準不適合等がなかった市町村等は8年の指定手続から一部書類の提出を省略(返礼品の事前確認を行わない)こととする。

ソフトウェアに係る研究開発費の額について、その自社利用のソフトウェアの利用による将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかでない場合は通常想定されず、研究開発の最終的な結果が不確実としながらも少なからず将来の収益獲得や費用削減の効果を期待するものであるのだから、現状の通達は、実質的に見て、自社利用のソフトウェアに係る研究開発費の額の一時の損金算入を大部分において否定する内容となっていると指摘。

そこで、法人税法基本通達7-3-15の3(2)での括弧書き記載は削除、法人税法22条4項により、研究開発費の額が企業会計上の費用とされる限りにおいて損金算入を認める取扱いを明確にされたいなどとしている。

その他、同協会では、取引相場のない株式等の評価なども、重点意見として同意見書に掲げている。

8年度税制改正意見書を公表

会計士協会

研究開発費等の見直しを

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は23日、「令和8年度税制改正意見書」を取りまとめた。第一部「税制の在り方に関する提言」

税制改正に関する個別(茂木哲也会長)は23意見」の二部構成となっている。同協会では、このうちの第二部を主に現行税制の問題等に

関する意見を位置付け、自社制作ソフトウェアに係る損金算入範囲の適正化を図ること、研究開発税制における人件費に係る要件を削除することなどを特に重要な事項として掲げている。

法人税法基本通達7-3-15の3(ソフトウェア)の取得価額に算入しないことができる費用(2)では、「研究開発費の額(自社利用の

見直されるのは、主に「広報目的基準」の明確化、②「付加価値基準」における算出方法の明確化等、③返礼品等の調達費用の妥当性確保、④募集費用の透明性の向上、⑤返礼品確認事務の効率化の5点。

①は現状だと、区域外で製造された製品等でも市町村名等が記載

②では付加価値の算出方法について価格に基づき算出を原則とす

③では、市町村等による返礼品の調達費用が一般の小売価格より

7年分確定申告の対応など議論

課税部長会議

コンプライアンス リスクに応じた 最適な事務運営も

国税庁は5月29、30日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局課税(第一・第二)部長会議を開催した。会議では、「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」一国税組織を取り巻く環境変化に応じた調査事務に係る体制

「令和6年分確定申告の評価と令和7年分確定申告への対応等」消費不正還付への対応について議論した。

「令和6年分確定申告の評価と令和7年分確定申告への対応」では、6年分確定申告において、確定申告前夜の外部事務量を確保するために実施した「自宅等からのe-Taxを利用した申告」の推進

「令和6年分確定申告の状況と評価、また、7年分確定申告の取組方針等について意見を交換。同庁はこれまで、データ活用について議論した。

「令和6年分確定申告の状況と評価、また、7年分確定申告の取組方針について意見を交換した。



株式会社 マルエイ
代表取締役社長 澤田 栄一
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他



maruta
新しい物流サービスを創造していく
service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151



Best New Machine
最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

再調査の請求は42%減の1447件

直接審査請求は4.3%減の2463件

国税庁はこのほど、令和6年度における「再調査の請求および訴訟の概要」を、また、国税不服審判所は同年度の「審査請求の概要」を公表した。

再調査の請求の発生件数は、前年度比42.0%減の1447件と大幅に減少した。これは、前年度は請求人1人で300件ほどの再調査の請求を行うなど大型事案があったことなどが要因だ。

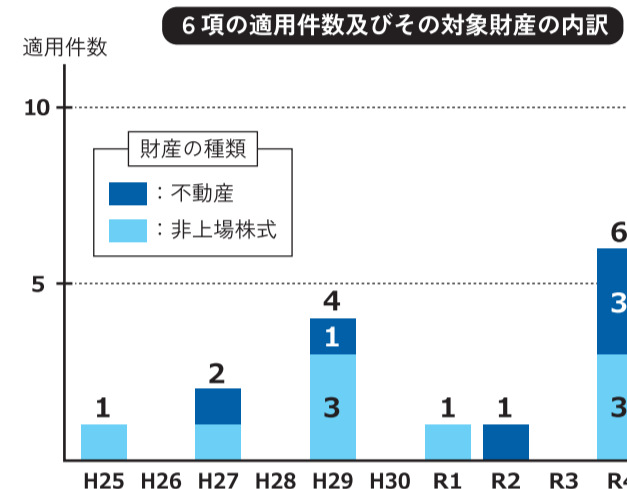
再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば1年分の申告所得税および復興特別所得税の更正処分取消と、重加算税賦課決定取消

の請求がされた場合、4件となる。再調査請求人ベースで見ると、約350人(前年度は約400人)だった。処理件数は、同23.1%減の1752件と減少した。再調査の請求の標準審査期間3カ月以内の処理件数割合(相互協議事案、公訴関連事案および国際課税事案などを除く)は、同0.5%増の98.7%となっている。

このうち、納税者の主張が何らかの形で認められた件数は、同39.0%減の91件(全部認容13件、一部認容78件)で、認容割合は、同1.3%減の5.2%(全部0.7%、一部4.5%)だった。

国税不服審判所の審査請求の発生件数は、同9.7%減の3537件(税目・年分ごとにカウント)と減少したが、過去10年間で最も多かった前年度に次ぐ件数で、審査請求人ベースで見ると、約700人(前年度は約580人)となっている。

発生件数うち、再調査の請求を経ずに直接審査請求を行った件数も過去最多だった前年度より4.3%減の2463件と減少し、発生件数に占める直接審査請求の割合は、同3.9%増の69.6%となっている。



は、同34.8%増の3872件で過去10年間で最多。審査請求の標準審査期間1年以内の処理件数割合(相互協議事案、公訴関連事案などを除く)は、同0.3%増の99.4%だった。このうち、納税者の主張が何らかの形で認められた件数は、同約2.5倍の693件(全部171件、一部522件)と大きく増加し、認容割合は、同8.2%増の17.9%(全部4.4%、一部13.5%)だった。増加した。

消費税等以外の税目の認容件数の内訳は、申告所得税等108件(全部4件、一部104件)、源泉所得税等2件(一部2件)、法人税等49件(全部31件、一部18件)、相続税1件(全部)、登録免許税2件(一部2件)だった。

最終結案件数は、同2.4%減の168件で、このうち国側が敗訴したのは8件(全部敗訴5件、一部敗訴3件)だった。なお、国側敗訴8件のうち4件が控訴審で係属中だ。

また、6年度の訴訟の最終結案件数168件のうち、評価通達6項の適用に関する事件は2件で、第一審で国側が敗訴し係属中のものと、控訴審で国側敗訴が確定したものがあ

譲渡担保法が成立

不動産ない中小企業の資金調達広がる

融資を受ける際に在庫や売掛債権を担保にする「譲渡担保」のルールを明確化する新法が5月30日、参院本会議で全会一致により可決、成立し、6月6日に公布された。不動産をもたないスタートアップや中小企業などの資金調達の機会が広がることになる。これまで、実務において譲渡

担保などの手法は利用されているが、民法などに明文規定がなく、判例によってルールが形成されていた。新法の名称は「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(譲渡担保法)で、一部の規定を除き、公布から2年半以内に施行される。企業の資金調達における担保としては、不

動産担保や個人保証が広く用いられてきた。しかし、不動産を有しない企業の増加や保証人の負担軽減から、機械設備や在庫商品等の動産、売掛債権等の債権を担保とする融資を推進することが必要とされていた。

譲渡担保法では、動産、債権等を目的として実務上使われてきた譲渡担保、所有権留保について、明文規定を整備された。譲渡担保権等の優劣に関するルールの、実行方法、倒産手続における取扱い等の見直しも行われ、譲渡担保権の公示性の向上、債権者(設定者)の事業再生の利益等の観点からルールが合理化された。

また、集合動産譲渡担保等に関する規定も整備された。集合動産譲渡担保とは、一定の範囲に属する多数の動産全体(構成成分が変動するもの)にまとめて譲渡担保権を設定するもの。集合動産の範囲については、家電製品や貴金属製品などといった種類に加え、所在場所等を指定することにより特定することとなる動産にも、担保権が及び、対抗要件具備もできることが明文化された。

全青色が総会とフォーラムを開催 伊藤会長を再選

一般社団法人全国青色申告会総連合(伊藤

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

冒頭、伊藤会長が「喫緊の課題である会勢拡大については、国税庁との連携のもと、青色コーナー等のあり方を議論していく。東青連とともに昨年度から取り組んでいるフリーランス協会との連携を一層拡大する」とあいさつ。続いて議事に入り、令和7年度事業計画案や収支予算案などを承認した。

また、総会後の理事会で伊藤会長が再選された。

総会、理事会に引き続いてフォーラムが行われ、元国税庁長官で(株)シグマックス・ホールディングス取締役・常勤監査等委員の中原広氏が「歴史の韻に学ぶ：決断のヒント」と題して講演し写真。歴史上のできごとを振り返りつつ、経営者が決断する際に気をつけるべき事柄などについて語った。

土井忠ば漬本舗
【本社】〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店

どい SUINA室町店
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

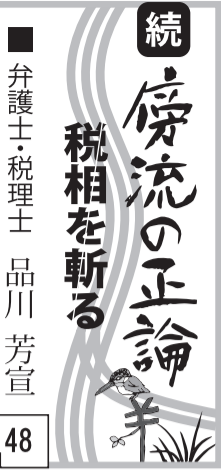
NIPLA
各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)



法人税の各事業年度の所得に対する課税標準は、各事業年度の所得の金額であり、その所得の金額は、当該事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とされる。そして、この場合の「所得」とは、包括的所得概念(純資産増加説)を意味し、担税力を増加させる経済的利得一切であると解されている。そうすると、法人が支払う法人税額は、明らかに純資産を減少させるものであるから、当然、損金の額になり得るものがある。

もっとも、法人税法は、損金の額についても「別段の定め」を設けているところ、法人税法38条1項は、法人税額及び地方法人税額は、別掲のものを除き、損金の額に算入しない旨定めている。ただし、退職年金等積立金に対する法人税額等については、損金算入を認めている。

このような法人税額の損金不算入については、理論的に明確な根拠があるわけではない。例えば、所得に対する租税であるから損金不算入になる旨のことも合理的説もあるが、同じく所得を課税標準としている事業税については、損金算入を認めているところである。そして、国によっては法人税額の損金算入を認めているところもあり、我が国でも昭和15年までは損金算入を認めてきたところである。

また、学説的には、法人税と所得税を一体的に考える一体課税説の下では、法人税は所得税の前取りであるから、源泉所得税と同様に損金不算入になる旨説く者もある。しかし、源泉所得税は、給与等に係る所得税額を立て替え払いするようなものであるから、同一に扱うことは困難である。

それならば、法人税の独立課税を認める独立課税説の下では、法人税額は損金算入になるのかと言えば、それも必ずしも一律ではない。ある者は、所得税であれ、法人税であれ、所得に対する課税であるから、所得税額が個人の必要

法人税額の損金性

経費に該当しない以上、法人税額も損金の額に算入されないのは当然である、と説く。ならば、所得税額が必要経費に算入されないのはなぜか? という問いには、定かな答えがあるわけではない。むしろ、所得課税は、国家に対する応益負担の面からその課税根拠が正当化されることがあるが、それならば、所得税は、個人が国家から受ける利益又は保護を課税の標準として課税すべきということにもなる。そうすると、個人に対する所得税は、個人が国家から受ける利益がその個人の所得高に比例するという観念の下に、応益負担の原則も加わって、累進課税も正当化されることになる。

さすれば、所得税額は、それを支払う個人にとって国家から受けた利益に対する対価であると観念し得ることとなり、対価であるが故に必要経費に算入することは当然であるとも考えられる。このような考え方は、経済活動の主体である法人に対する所得課税(法人税)においては一層適合することになる。特に、法人税については、所得税のような応益負担の原則により累進税率が適用されているわけでもないの、法人税額の損金算入を認めてもそれほど弊害があるとも考えられない。

そうすると、法人税額の損金算入を認めることは、理論的には正しいようにも考えられる。しかしながら、租税政策を決定する租税原則には、前述の応益課税の原則や応益課税の原則よりも優位に考えられる十分の原則がある。この十分の原則は、租税収入は、国家経費支出に足りるものでなければならず、財政需要は租税収入により充足されなければならないことを意味する。また、この原則は、租税収入の安定にも貢献することになる。

この場合、所得税も法人税も国の基幹税であるところ、所得税額及び法人税額を必要経費又は損金の額に算入すると、一定の租税を確保するために、それぞれの税率を引き上げざるを得なくなる。その上に、租税収入に破綻を来し、税収が不安定になる。その上に、そうすると、十分の原則が支配する租税政策上容認しがたいことになる。

結局、法人税額は、本来、損金性を有するものであるとしても、租税政策上現行制度に落ち着くことになる。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要税務・実務のポイント

Part2 12

■BGU税法倶楽部 税理士 成島 靖志

特定支出控除の制度と留意点

給与所得者が自らの職務に直接必要な支出をした場合において、一定の要件を満たすときには、その支出を給与所得控除に上乗せして控除できるという特定支出控除があります。この制度は勤務先の証明が必要となるという観点から、今回は、特定支出控除の概要と留意点について解説していきます。

1 特定支出控除の概要

特定支出控除とは、給与所得者が支出した一定の費用(特定支出)が、給与所得控除額の2分の1を超えると、その超える部分を所得控除として認める制度です。なお、特定支出には、次のようなものがあります。

- ① 通勤費(実費で支給されない部分)
- ② 転居費(転勤に伴うもの)

特定支出に該当するか否かは事前の確認が重要

「教育訓練給付制度」との連携による特例措置を創設

- ③ 研修費(職務に直接必要な研修)
 - ④ 資格取得費(職務に直接必要な資格)
 - ⑤ 帰宅旅費(単身赴任者の帰宅旅費)
 - ⑥ 勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費)(その支出の合計が65万円を超える場合には65万円までに限る)
- 例えば、会社の指示により職務上必要な資格を取得するために、自費で支出した場合、その資格取得費が特定支出に該当し、かつ給与所得控除額の2分の1を超えていれば控除が可能になります。

2 適用を受けるための手続き

特定支出控除の適用を受けるためには、次のような手続きが必要です。

- ① 特定支出であることについて勤務先等の証明
- ② 所得税の確定申告書へ金額等の記載
- ③ 支出を証明する領収書等の書類添付

なお、勤務先が認めない場合や支出の性質が「職務に直接必要と認められない」と判断された場合は、特定支出に該当しない可能性がありますので、事前の確認

が重要です。

3 近年の動向と令和5年度税制改正の
近年、フリーランスや副業の増加に伴い、給与所得者に該当するか否かや、職務上必要な支出かどうかの線引きが複雑化する傾向が強まっています。そのため、従来よりも判断に迷うケースが増えています。個別の状況に応じてその都度、通達や国税庁のQ&A等や法令解釈に照らして、検討することが重要です。

さらに、令和5年度税制改正では、個人のキャリアアップや学び直しの促進を目的として「教育訓練給付制度」との連携による特例措置が創設されました。具体的には、厚生労働大臣が指定する「教育訓練給付指定講座(専門実践教育訓練等)」を自己負担で受講した場合、特定支出控除の対象とすることが可能となりました。特定支出に該当する旨の証明書については、給与支払者による証明及び証明書発行とされていましたが、改正により一定の研修費及び資格取得費については、キャリアコンサルタントによる証明及び証明書発行によることが可能となりました。(おわり)

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL: 026-245-0121 (代表)



地域に拓き、貢献する

優良企業

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

裁決事例集

245

裁決のポイント

滞納処分において相続財産管理人の報酬が国税債権に優先することが自明の理であるとはいえず、また、差押財産の選択等に関する判断は不合理とは認められないとした事例。

原処分庁が、死亡した滞納者から納税義務を承継した相続財産人である審査請求人の滞納国税を徴収するため、請求人の有する債権の差押処分をしたのに対し、請求人が、当該差押処分は無益な差押えに該当するなどとして、その全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該差押処分は無益な差押えに該当しないと判断し、処分は適法であるとした(令和6年10月4日付、公表裁決)。

基礎事実等

A氏(本件被相続人)は、本件滞納国税を納期限までに完納せず、原処分庁は、令和元年5月28日付で、国税通則法第37条(督促)の規定に基づき、本件被相続人に対して督促状を送付し、本件滞納国税についてその納付を督促した。

本件被相続人は、元年6月に死亡した。本件被相続人については、相続人のあることが明らかでなかったことから、民法第951条の規定により、その相続財産(本件相続財産)は法人とされ、当該相続財産人である請求人は、通則法第5条(相続)による国税の納付義務の承継(第1項の規定に基づき、本件被相続人から本件滞納国税を納める義務を承継した)。

編集部編

滞納処分で相続財産管理人の報酬債権は国税に優先せず、無益な差押えに該当しない

請求人は、2年8月18日、Y銀行に「亡く相続財産管理人B」名義の普通預金口座(本件預金口座)を開設した。原処分庁は、3年6月16日付で、請求人に対し、「相続による納税義務承継通知書」を送付した。

原処分庁所属の本件徴収担当職員は、5年8月21日付で、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法第47条(差押)の要件(第1項柱書及び同項第1号の規定に基づき、徴収法第62条(差押)の手続及び効力発生時期)第1項に規定する手続により、本件預金口座の残高の一部の払戻請求権を差し押さえた(本件差押処分)。

争点1 ①民法第885条(相続財産に関する費用)本文の「費用」には相続財産管理人の報酬や立替経費が含まれ、管理人が同法第929条(公告期間満了後の弁済)ただし書の「優先権を有する債権者」に該当する。②相続財産の清算手続は破産手続に類似し、徴収法第9条(強制換価手続の費用の優先)の準用又は類推適用により管理人の報酬債権が国税に優先するとした上で、管理人の予定報酬額は、本件預金口座の残高を上回ることから、本件差押処分は無益な差押えに当たり徴収法第48条第2項に反する。

請求人の主張

争点1 ①民法第885条(相続財産に関する費用)本文の「費用」には相続財産管理人の報酬や立替経費が含まれ、管理人が同法第929条(公告期間満了後の弁済)ただし書の「優先権を有する債権者」に該当する。②相続財産の清算手続は破産手続に類似し、徴収法第9条(強制換価手続の費用の優先)の準用又は類推適用により管理人の報酬債権が国税に優先するとした上で、管理人の予定報酬額は、本件預金口座の残高を上回ることから、本件差押処分は無益な差押えに当たり徴収法第48条第2項に反する。

争点2 管理人の報酬額が差押財産の価額を上回るにもかかわらず滞納処分による差押えを行うという運用が認められず、管理人の役割を引き受け得る可能性があり、また、原処分庁は、回収の努力もせずに、管理人の努力の結果集められたものを横取りしているに等しく、本件差押処分は不当である。

審判所の判断

争点1 ①相続財産人に対する債権

者は、相続財産人について管理人による清算が行われている場合であっても、強制執行や滞納処分を行うことが妨げられないところ、滞納処分においては、徴収法第8条(国税優先の原則)により、徴収法第2章(国税)と他の債権との調整(別段の定めがある場合を除き)は他の債権に優先すると規定されているのであるから、上記民法の規定は管理人の報酬が国税に優先することの根拠となるものではなく、②破産手続では国税債権者は滞納処分の執行が制限される一方で破産管財人に交付要求手続を行うことで破産財団から随時弁済や配当を受けることができるのに対し、相続財産の清算手続では、滞納処分の執行は制限されないことや、相続財産をもって相続債権者等に対する債務を完済することができないと認めるときには管理人は破産手続開始の申立てができることに鑑みれば、管理人による清算手続は、破産手続と同一性質を異にするものであって、強制換価手続に相当するものとはいえないから、徴収法第9条は準用又は類推適用されない。

したがって、管理人の報酬債権は国税に優先せず、他に被差押債権につき国税に優先する債権は確認できなかったから、本件差押処分は無益な差押えに該当しない。

争点2 請求人は、本件差押処分までの2年以上の間、原処分庁から複数回の催告を受けたにもかかわらず、国税に充てる金額は残っていないとして本件滞納国税を自主納付しなかったことからすると、本件滞納国税について自主納付による完納の見込みがあったとはいえないから、本件差押処分は、原処分庁としては、本件滞納国税を徴収するために、財産の差押えによって回収を図らざるを得なかったというべきであり、また、公売手続に時間を要する不動産ではなく預金債権を差押えの対象とした判断が、法や制度の趣旨及び目的に照らして不合理とは認められず、本件差押処分が不当な処分であるとは認められない。

注目の二冊

図解 法人税

宮本 竜平 編

法人税に関する法令・通達が規定する内容は極めて広範囲に及ぶと同時にきめ細かく定められているため非常にボリュームがあり、かつ難解であるといわれている。

本書は、そのような法人税に関する基本的事項を図表やフローチャートを多用して体系的に解説。

「法人税の基礎事項」から始まり、有価証券、固定資産などを解説した第3章の「資産の税務」、資産の評価損、貸倒損失などを盛り込んだ第5章の「損失の税務」、特定資産の買換えなどを解説した第8章「圧縮記帳等」、貸倒引当金などを解説した第9章の「引当金、準備金」、その他、「企業組織再編税制」「信託税制」「公益法人の税務」「税額計算、申告、納付」「消費税等の取扱い」「電子帳簿等保存制度」「グループ通算制度」など全22章で構成。

今回の改訂に当たっては、新リース会計基準に対応する措置、中小企業経営強化税制の見直し及び防衛特別法人税の創設をはじめとする令和7年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

B5判、924ページ。定価3740円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(0896)代表二二一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川 和永

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(0896)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(0896)代表二四一二五五〇

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

新 口福なる 晩酌術

■ 酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

好みのお酒を見つけるための嗜き酒は、まずは色、香りを確認(連載11)し、いよいよ味わいです。

■ 味を確かめる 2種類以上を比べ飲みすると違いがわかりやすくなります。主なチェック項目は以下の通り。感じたことを言葉にし、スマホなどに保存しましょう。

- ・ 甘い、辛い 甘さの度合い(連載2も参考に)
- ・ 濃淡 濃厚な味わいか、あっさりとした印象か。
- ・ 酸 レモンのようにフレッシュな印象の酸か、ずっしりと重みを感じる酸か。また、その強弱を確認。
- ・ 苦味、渋味 苦味や渋味の要素があるかチェック。苦さや渋みは、料理を引き立てることもあるので、必ずしもマイナス要素ではありません。
- ・ 重さ、軽さ ヘビー級のフルボディタイプか、淡くて軽やかなライトボディタイプか。
- ・ 舌触り 肌理が細かくシルキータッチか、ザラリと粗くてゴツイ印象か、泡を感じるか。
- ・ 喉越し 飲み込んだ時の喉の滑りの感触を確かめる

“高倉健さんみたいなお酒”?!

好みの酒を見つけるための嗜き酒 その2

・ 切れ 飲んだ後、味がスパッと切れるか、切れずに残る感じか、ゆっくりとフェイドアウトするか。

以上、挙げてみましたが、初めからすべてを意識するのは難しいと思います。甘辛、酸の強弱、味の濃淡、切れ味の4つの項目から始めるのもいいでしょう。

■ 全体像を掴む 全体像を表現してみましょう。たとえば「透明で、わずかに発泡。香りは柑橘系、舌触りはシルキー。軽い旨味とほのかな甘味をフレッシュな酸が引き締め、すっきりと切れる。軽くて、研ぎ澄まされた印象。夏に飲みたいすっきり系」といった具合。

景色や人物に例えるのも楽しいものです。透明感のある清々しいタイプを「清流のよう」とか、重厚な印象なら「野武士のよう」と表現するのです。

友人と嗜き酒をするときは、有名人に例える遊びをお勧めします。たとえば、上品な印象のお酒を「吉永小百合のイメージ」、熟成味があり、燻し銀の魅力だと思ったら「高倉健さんみたい」などと発表し合うのです。その際に、なぜその人を選んだのか、理由も添えましょう。「すっきり系の美酒だから僕は北川景子だな」「優しくしてシュッとしているからSnow Manの目黒蓮くん!♥」といった具合です。「わかる～」と言ってもらえるのは嬉しいものですが、意見が一致しなくても盛り上がるはず。日本酒ライフ、自由に楽しんでください。(おわり)

国際税務



税理士 永田 金司

その他のあったらいいな規定まとめ

最終回は、「あったらいいなこんな規定」のまとめとして、いくつかの事例を紹介いたします。

【事例1 ホームリープ費用の範囲の明確化】

国内で長期間(おおむね2年以上)引き続き勤務している外国人に対して、使用者が就業規則等により相当の勤務期間(おおむね1年以上の期間)を経過することにより帰国を認め、その帰国のために必要な旅行費用を支給する場合には、その旅行に係る往復運賃に

ついては、現物給与として課税しなくて差支えないとの個別通達(昭50・1・16直法6-1「ホームリープ通達」)があります。対処に悩んだのは、航空便のチケットを用意したが、子どもの学校の関係、本人の仕事の都合での帰国日程の変更が生じ、飛行機チケットのキャンセルを余儀無くされる場合が多々あることです。このキャンセル費用がホームリープの旅費費用の範囲とみるか否かです。キャンセル料を現物給与と該当との判断もあろうです。

国際化多忙の中で、日程

やむを得ない理由の旅費キャンセルはホームリーブ範囲?

日程変更は日常的、往復運賃の付随費用に当たるのでは…

変更は日常的と考えると、キャンセル料は、往復運賃の付随費用と考えて、現物給与と課税の対象にならないとのFAQがあると悩みが減るのですが…

【事例2 納期の特例の適用範囲の拡大】

小規模法人でも非居住者に対して報酬を支払う事例が増えています。現行、源泉所得税の納期の特例適用法人にあっても、非居住者に対する報酬があると別個に翌10日まで納付することとなり、納期特例のメリットを享受できないことになりま。

【事例3 所得税の申告期限の延長制度】

非居住に係る納税についても、税理士報酬と同様に納期の特例の適用対象項目としていただければ、事務処理上、助かるのですが…

国際化の伸張に伴い、国外源泉所得を合算して、総合課税申告する居住者も増加しております。国外源泉所得に係る、例えば支払調書や国外不動産賃貸所得の決算書を手入するには、相当の時間と労力を要します(韓国の所得税確定申告期限は5月31日までです。韓国での利子や配当の支払調書を手入するには、特別な申請をして早期の発行を願うこととなります)。そこで、国外源泉所得が一定額の金額以上に該当する場合の所得税確定申告期限の延長申請制度があれば良いのですが…。これも国際化対応かと。

【事例4 非居住者の借上住宅の費用負担】

外資系内国法人の代表者には、非居住者の方も増加しています。当該代表者が

来日して内国法人の勤務をする上での苦勞は、ホテルの手当です。ホテル代も高騰しており、急な予約も困難な状況が続いておりま。そこで代表者用の借上住宅の提供をしている企業もありま。この費用として、賃借料の50%を徴収せず現物給与と課税していると家賃の徴収(所基通36-40)がないと判断されま。徴収があったと見なせないか、また、使用頻度は、1か月に長くて1週間です。そこで、家賃相当額の計算(所基通30-40)に当たって、使用日数按分規定があったら良いのですが…

【附言】

実務で気付いた「あったらいいな」について述べてきました。私に、もう少し文章表現能力があったらいいな!!です。(おわり)

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度末現在における給与所得の源泉徴収義務者数になります。

答え = 万件

ナンプレの予想難易度：7

		8	1	2			
9	3		8			5	
	5		9	3	8	7	
	C					3	
	1	5		A	7	8	
4					B		
7		6		2	1	4	
5					9	7	8
			6	8	1		

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月6日(日)

前回の答え **84.4** %

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介
高松市福田町13番地3
TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

